

議案第 4 8 号

さいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計条例を廃止する条例
の制定について

さいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計条例を廃止する条例
さいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 5 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前のさいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計条例によるさいたま市浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計に係る平成 2 0 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。